

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

児童虐待に対する治療的介入と
児童相談所のあり方に関する研究

本
間
博
彰

平成14年度研究報告書

平成15年3月

主任研究者 本 間 博 彰

目 次

I. 総括研究報告書

児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研究 . . . 517

主任研究者 本 間 博 彰

II. 分担研究報告

1. 虐待に対する治療的介入と児童相談所の役割と課題に関する研究

. 520

分担研究者 本 間 博 彰

- (1)Part 1 : 宮城県中央地域子どもセンターにおける虐待ケースの
進行管理について 529
 - (2)Part 2 : 児童虐待ケースの進行管理と児童虐待防止市町村ネットワークの関係
. 534
 - (3)Part 3 : 三重県北勢児童相談所における児童虐待進行管理について . . . 539
 - (4)Part 4 : 市町村ネットワークと児童相談所の関わり 561
 - (5)Part 5 : 家庭復帰にむけた児童虐待の進行管理について 566
- #### 2. 児童相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究 581

分担研究者 小 野 善 郎

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

総括研究報告書

児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研究

主任研究者：本 間 博 彰 宮城県子ども総合センター

分担研究者：小 野 善 郎 和歌山県子ども・障害者相談センター

研究要旨

二つの分担研究を遂行した。分担研究1においては、虐待に対する治療的介入と児童相談所の役割と課題を検討するもので、このテーマの中心となる「児童虐待の進行管理システム」を検討した。分担研究2においては、児童相談所と精神科医療との連携・協力について検討するもので、本年度は児童相談所の精神科診療のあり方を検討し、全国の児童相談所の協力を得てアンケート調査を行い、児童相談所における精神科診療の現状を把握検討した。

A. 研究目的

児童虐待対策は、啓蒙啓発および法的な対応においてかなり進んできたとは言え、増え続ける通告ケースの管理のあり方や治療的な取り組みの体制整備にはまだ多くの検討が必要である。特に最近では精神科医療との連携・協力の必要な、重症の心的外傷を有するケースが増えており、全国の児童相談所はこれらの対応に行き詰まることも多く、児童虐待ケース管理の実践的な対応戦略を構築しなければならない時期にある。また、精神科入院を必要とする被虐待児の対応においては、入院のあり方や親を含めた治療のあり方に多くの工夫を必要とし、医療側との共同研究が必要となる。また、虐待の予防的な対策および初期の対応に関しては、市町村の母子保健活動や児童福祉社会資源との連携・協力体制を整備する必要があるものの、未だにいくつかの課題の検討を要する状態にある。そこで、特に本年度は児童相談所内部における進行管理システムのみならず、市町村ネットワーク活動を含めた虐待の全体的な進行管理システムのあり方を検討することとした。また、児童相談所は児童のメンタルヘルスに関する専門性を保持する課題があり、児童相談所における精神科医療の整備が急がれているが、この課題の現状を把握することで今後の展望を図ることが可能になるので、児童相談所における精神科医療に関する検討を行った。

B. 研究方法

1. 分担研究1（本間博彰担当）：虐待に対する治療的介入と児童相談所の役割と課題に関する研究

虐待対策にある程度の実績を有している児童相談所の児童福祉司や心理判定員による研究班

を構成し、児童虐待の進行管理の考え方やあり方を検討し、併せて実際の進行管理を実施し始めている児童相談所の取り組みを調査し検討した。また、虐待防止市町村ネットワーク活動と児童相談所のあり方や、虐待ケースの再統合に関して検討を行った。

2. 分担研究（小野善郎担当）：児童相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究

児童相談所の常勤精神科医師を中心に研究班を構成し、児童相談所の精神科診療のあり方を検討した。また全国に児童相談所にアンケート調査を行い、精神科診療の現状を把握検討した。

C. 研究結果

以下の2つの分担研究を行った。それぞれについて概略を記す。

分担研究1（分担研究者：本間博彰）：

(1) 実際的な進行管理の考え方の検討

児童虐待の進行管理とは、児童相談所を中心にして、児童虐待に対する緊急対応のあり方から介入の具体的手法およびケアの提供体制に至るまでの、児童虐待対応のシステムの全体像である。

進行管理システムは以下の三つのレベルで構成される。

- ①第一は、「児童相談所の受理後の進行管理」で、これは児童相談所に持ち込まれる虐待ケースについて、その緊急度や重症度の判断をもとにして戦略的介入と実際的でかつ具体的な介入計画を立て実行するものである。
- ②第二は、「児童相談所と地域の連携による児童虐待の全体的進行管理」で、市町村ネットワーク活動は児童虐待対策にとって児童相談所の行政的介入と相補的な関係となる早期発介入の部分を担当し、児童相談所と連携して児童虐待対策を行う。規模の大きい都市においては、虐待防止をテーマにネットワーク活動が有効に機能しうが、小さい都市や町村では子育て支援をテーマにネットワーク活動をすることが実際的である。
- ③第三は、「家族の再統合を含めた進行管理」で、強い行政的介入を行う必要のあるケースでは一時保護や施設入所をせざる得ないほどの問題を抱えており、こうした対応をした後であらためて親子の再統合をおこなうことになる。

(2) 虐待進行管理の目的と視点の検討を行い、以下のような結果を得た。

- ①ケースの危機管理：児童相談所が、ケースの生命や不利益についての危機管理を適切に実行する。
- ②担当者の疲弊の管理と機能の維持：児童相談所の職員の燃え尽きや、トラウマの代理受傷などによるメンタルヘルスの低下を防ぎつつ、増大するケースによる負担を適切に管理する。
- ③地域の社会資源の育成と維持：市町村ネットワーク活動を軸にしながら、家族機能の不十分な家族（虐待ケース）を援助するための社会資源を育成・維持する。

分担研究2（分担研究者：小野善郎）

児童相談所における精神科医療の現状について調査を行い、155か所の児童相談所から回答を得た（回収率86.1%）。常勤精神科医が配置されていた児童相談所は18か所のみで、非常

勤医で対応している児童相談所の多くは1か月の延べ勤務時間が16時間以下で精神科医の関与は十分ではない状況であった。

児童相談所の特徴を反映するパラメータを用いてクラスター分析を行い、児童相談所は、4つの類型に分類された（地方型、中間型、都市型、大都市型）。地方型や中間型の児童相談所には常勤精神科医がほとんど配置されておらず、また地域の児童精神科医療資源も乏しい状況が認められた。児童相談所における精神科医の必要性はほとんどの児童相談所でみとめられ、常勤医が配置されている都市部の児童相談所においても増員を求める意見が多く、児童相談所における精神科医のニーズの高さが明確になった。

D. 結語

進行管理システムを動かしている児童相談所は極めて少ないのが実情である。進行管理システムは虐待対策をより効果的に行うためには不可欠なコンセプトである。単に児童相談所が虐待ケースを受理した後のケース管理にとどまらず、地域との連携をより実践的に遂行するためにも、そして児童の家庭復帰、すなわち再統合への取り組みを行う上でも進行管理のコンセプトは重要である。

パソコンを所内のイントラネットでつなげ、効果的な進行管理システムを実施し始めている児童相談所もあり、今後全国の児童相談所の実態をさらに把握するとともに本研究で検討されたシステムを現場である各児童相談所からのフィードバックを得てより実際的な進行管理システムを検討してゆく必要がある。

児童相談所と精神科医療の連携に関しては、児童相談所の精神科診療および精神科医療のニーズは高く、特に児童虐待の臨床を効果的に押し進めてゆくためには、児童相談所の精神科診療の内容をさらに検討する必要がある。しかも大都市型や小都市型の児童相談所によってはその役割も異なることから、四つの類型に示したような児童相談所のあり方をさらに検討する必要がある。

分担研究報告書

虐待に対する治療的介入と児童相談所の役割と課題に関する研究

分担研究者 本間博彰（宮城県子ども総合センター）

研究協力者 山本善造（大阪府吹田子ども家庭センター）
犬塚峰子（東京都児童相談センター）
村瀬修（静岡県西部児童相談所）
金井剛（横浜中央児童相談所）
名村之彦（三重県北勢児童相談所）
鳴海明敏（青森県中央児童相談所）
伊藤俊明（福島県中央児童相談所）
伊藤文康（宮城県古川地域子どもセンター）
小熊昭広（宮城県中央地域子どもセンター）
大石景広（宮城県中央地域子どもセンター石巻支所）

（要旨）

急増する児童虐待ケースに対してより適切に対応するためには、まず第一に児童相談所に持ち込まれる虐待ケースについて、その緊急度や重症度の判断をもとにして実際的でかつ具体的な介入計画を立て実行することが重要であり、これを「児童相談所の受理後の進行管理」と位置づけた。第二には、市町村ネットワーク活動の中心となる市町村の母子保健や児童福祉は、児童虐待対策にとって児童相談所の行政的介入と相補的な関係となる早期発見および早期介入の部分を担当するが、こうした市町村と児童相談所の連携協力による対応のあり方を「児童相談所と地域の連携による児童虐待の全体的進行管理」と位置づけた。第三には、強い行政的介入を行う必要のあるケースでは一時保護や施設入所をせざる得ないほどの問題を抱えており、児童相談所はこうした対応をした後であらためて親子の再統合の可能性を念頭においた指導を行うことになるが、これを「家族の再統合を含めた進行管理」と位置づけた。こうした3つのレベルの進行管理システムについて、特に第一、第二の進行管理のあり方を検討し、いくつかの先駆的取り組みを調査研究した。

I. はじめに

児童相談所は児童虐待に関して他の多くの関連機関と協力して専門的な介入や危機介入

を担当する中心的機関としての役割が求められている。特に児童虐待防止法の制定後は児童虐待対策に対する児童相談所の役割と責任

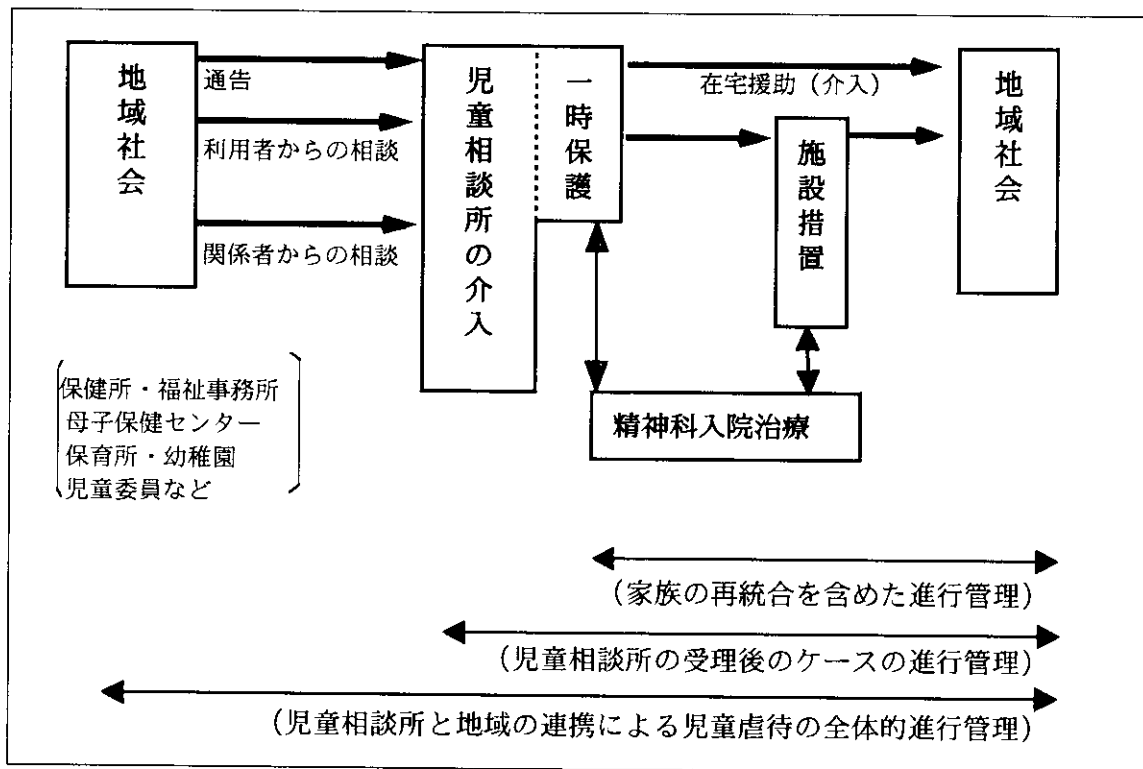
はより明確にされてきた。よって今まさに児童相談所の児童虐待に対する取り組みをより適切にシステム化し、市町村における取り組みを組織化し、被虐待児についてもケアをより適切な内容にすべき課題を抱えている。

本研究のテーマとした児童虐待のケース進行管理とは、一般的には児童虐待の状態にある親と子どもに対する介入やケアおよび治療の全体を鳥瞰し、生命の危機や身体的損傷のみならず心理的外傷を最小限に止めるべき取り組みのシステム化をめざすものと考えられる。よって進行管理が意味するものは、児童虐待の包括的な取り組みである。現在までの実践的な取り組みや調査研究によって、児童虐待に対する理解はもとより介入やケース処遇に関しても迅速な対応が可能になり、対応

はずいぶんと向上した感がある。しかし、その一方で不幸にして命を失う児童虐待が後を絶たないことや、指導を終了したケースの約40%が1年以内に虐待が再発していることを考えあわせると、児童虐待対策にはさらに実際的で効果的なシステム化を図らなくてはならない時期にあると言えよう。

包括的な児童虐待対応のシステム化を概観すると、進行管理として取り組むべき課題は大きく三つに着目する必要がある。図1に示すように、第一点は児童相談所と地域の連携による児童虐待ケースの全体的進行管理である。第二点は児童相談所の受理後のケースの進行管理、第三点は家族の再統合を含めた進行管理と考えられる。

図1 児童虐待進行管理の全体的シエーマ



全体的な視点で見ると、進行管理は上述した三点の視点で考えてゆくべきところであるが、本研究ではまず児童相談所として受理後の直接関わりのある児童虐待ケースに対して

その対応や処遇をより実践的レベルで押し進めてゆくという目的の進行管理に取り組むこととした。また一方、児童相談所の児童虐待への関わりは全虐待ケースの約37%という

指摘があるものの年々増加する受理件数の動向を見ると、従来であれば他の機関で対応していたケースにおいても児童相談所との連携を求めて持ち込まれるケースも増えているように考えられる。すなわち、児童相談所は通告という形で直接持ち込まれる虐待ケースのみならず、市町村とのつながりの中で間接的な形で関わるケースに対しても適切な対応が求められている。そして施設に措置されたケースについても、処遇の全体的管理やトラウマを背景にして精神症状を呈してくる、すなわち精神科治療を必要とするケースの行政的な管理を含めて包括的な進行管理を行うことが求められている。そこで、本研究における進行管理については、地域との連携のもとで児童虐待テーマにいかに関わりかという目的の進行管理についても対象とした。

II. 児童虐待に関して児童相談所が直面する問題と課題

児童虐待進行管理のあり方を検討する前段階として、児童虐待に対して児童相談所が直面している問題と課題を概観しておく必要がある。

1. 児童虐待対応に関する児童相談所の現状

(1) 児童相談所が関わる児童虐待は虐待全体の約 37 %

全ての児童虐待ケースが児童相談所に持ち込まれているわけではない。また、児童相談所が全ての虐待ケースに対応できる機能と職員を備えているわけでもない。児童虐待は重症度の程度や虐待のステージによってさまざまな機関や施設が関わり、それらの機能のレベルによって対応しているのである。虐待の程度とステージによっては児童相談所以外の機関や施設が対応することがケースにとって、より実地的な援助や支援となる場合もあるのである。問題となるのは、児童相談所に対応した方が良いケースか、あるいは市町村

の母子保健や保育所が対応した方が良いのかの判断が上手くいかない場合である。また連携のあり方に対する理解が十分に交わされていないなかったり、実際のケースの引き継ぎに時間を要したり、混乱をきたすような場合であろう。

(2) 法的介入を行う中心機関としての役割

また、児童相談所は法的介入をおこなう中心的機関として位置づけられていることから、児童相談所が関係機関との協同作業の全体をリードすべき役割を持つ。あわせて、児童相談所が専ら対応すべきケースの条件を押さえておかななくてはならない。

児童相談所が関わるケースはどのようなケースであるのかを適切に把握したいところであるが、児童相談所の取り組みが要請される前段階を担当する機関や施設の対応力が高ければ児童相談所の関わりを必要とされるケースの程度はもっと重篤なものに限定されてくることになるだろう。しかしその一方で、児童虐待に関する児童相談所の関わりの範囲はさらに広がってくる可能性が高くなる。市町村や他の機関との連携や協力体制が求められ、これらを支援する役割がさらに求められ、児童相談所は法的な介入のみならずコンサルテーションなどのようなソフトな技術力を求められることが多くなるのである。こうした課題に応じてゆく力を有してこそ、児童虐待進行管理に取り組むことが可能になるのである。

(3) 児童虐待の再発率の高さ

平成 13 年度の著者らの行った厚生科学研究で、分担研究を担当した安部の報告によれば、児童相談所で関わった虐待で指導を終了した後の 1 年以内の再発率は約 40 %であった。40 %という数値は再発率の高さを指摘するとともに、虐待の進行管理の重要性を示す数値である。ケースの終了の是非をめぐる評価、フォローアップなどの以後の介入の方法について検討する必要がある。地域の児童福祉に関わる社会資源との連携や、児童相

談所がどのようなネットワーク活動をデザインするべきか、といった検討が必要になるろう。

2. 思春期問題としての非行児童に対する児童相談所の課題

非行相談は児童相談所の設置された時代からの主要な業務であるが、近年の調査研究によって非行の成立に児童虐待が大きく関わっていることがより鮮明になってきた。また、人格障害と称される状態の成立においても児童虐待との関わりが無視できなくなってきた。虐待か、あるいは不適切な育児の範疇に含まれるほどのものか明確にはされないが、人格障害もまた心的外傷の影響を受けていると指摘がある。児童虐待は児童問題の発生に広くかつ深く関わりのある問題であることが伺われる。

児童相談所はその時代の社会的な関心へのぼる児童問題に関わらざるを得ないが、その時取り組まざるを得ない問題は必ずしもそれまでの時代に扱ってきた問題と無関係ではない。児童虐待はまったくに個別な問題ではない。

非行問題との関わりは少なくとも無視できない問題であるし、発達障害の児童においても虐待と無関係とはされない。児童相談所は今以上に広角的な視点で児童問題に専門的な取り組みを続けなくてはならないのである。このことを忘れておいたら児童虐待に対しては適切に関わることはできないと考えられる。また、被虐待児のケアに対する児童相談所の関わりは、その先の思春期の問題と無関係ではない。児童養護施設、情緒障害児短期治療施設そして児童自立施設はいまや思春期に差し掛かった子どもたちの心の問題の対応に苦慮し、施設の運営についても危機的狀態に至っている施設も少なくないと言われている。子どもの発達をふまえながら被虐待児のケア、つまり進行管理を考慮に入れて児童虐待対策を進めなくてはならないのである。

3. 児童施設の措置後の指導

施設での入所ケア (residential treatment) を必要とする被虐待児が増加してきた。その割合が増えることで施設の養育機能が低下し、危機的な状態に陥っているところも少なくない指摘されている。思春期のみならず児童期の子どもにおいても心的外傷と関係した問題行動を呈する児童が増え、施設は対応に困惑している。被虐待児の中には、精神科治療を必要とする場合もあり、児童相談所は精神科薬物療法や入院治療の方法をめぐって児童と施設に対して多くのエネルギーと職員を差し向けざるを得なくなってきた。このような施設措置後の問題もまた児童虐待の進行管理のあり方と密接に関わる問題であろう。

4. 親子の再統合をめぐる問題

児童養護施設や情緒障害児短期治療施設は被虐待児のケアを受け持つ施設の代表格であるが、施設入所指導を要する被虐待児が急増したことに加え、ケアの体制の整備の不十分さや家族の再統合に結びつくまでに要する時間の長さなどの問題があつて、多くの施設は満床状態に達し、利用に支障をきたしているのが実情である。加えて指導に困難をきわめるケースや、思春期に至ってトラウマに由来する問題行動や精神症状を呈するケースが目立つようになってきている。施設における被虐待児の指導あるいは治療のあり方の検討が差し迫った課題となってきた。措置を行う児童相談所としても、施設におけるケアの実情や直面している問題を把握しながら、虐待対応のコーディネートを図ることが求められている。こうしたことから親子の再統合という治療プログラムを検討する必要性に迫られる。

5. 軽度発達障害と児童虐待の関わり

軽度発達障害児は虐待に巻き込まれるリス

クが高いと考えられている。また、ADHD 児の成長発達の過程は、親や大人の言うことを聞かない子どもとか、反抗する子どもといったような受け止め方をされることが少なくなく、その結果、厳しく対応されたり、時には虐待を受ける場合もある。見た目には障害がはっきりしないということが軽度発達児が不適切な育児や対応をされる要因の一つとなっている。よって、不適切な育児や虐待の予防的対応として、よくよく観察をしさえすれば把握しうるこれら軽度発達障害児の相談体制や親の支援体制を整備することが重要な課題となる。このような軽度発達障害児の支援体制を整えることも児童相談所が図るべき虐待対策の一つとなる。

6. 精神科医療と関わり

前述した3, 4, 5において触れてきたように、児童虐待対策の充実を図る上で精神科医療は不可欠な条件となっている。親に対する介入を深めてゆく上でも被虐待児のケアを行う上でも、精神科医療の関わりは重要である。メンタルヘルスに問題を抱える親の実態は少しずつ明らかになってきたが、現場においてはこのような問題を持った親に対する指導に行き詰まることが実に多いのである。子どもにおいても、トラウマが日常の行動にすっかり根を下ろし、問題行動や精神症状を呈するケースも少なくない。

さらには精神科入院を要するような精神症状や問題行動が出現する児童もあり、今後の児童虐待対応においてはますます精神科医療との関わりが密接になる。児童相談所にとっては精神保健福祉法や児童福祉法あるいは児童虐待防止法との兼ね合いの中で親子の処遇や支援のあり方を決するような場面に出くわすことが増えてくるものと考えられる。

Ⅲ. 児童虐待の進行管理の現状

多くの児童相談所は児童虐待ケースマネー

ジメントとしてさまざまな工夫を凝らしており、その内容は体系的と言えないまでも経験的なレベルではすでに進行管理システムに近いものになっているものと予想される。この後の調査研究によって全国的な取り組みの現状を把握し、より実際的な進行管理システムを検討してゆくこととするが、ここでは試行の段階のものや、すでに実施している事例を取り上げ検討した。以下に児童相談所の進行管理システム、市町村ネットワーク活動の戦略そして虐待再統合プログラムについて、Part 1～5として後段に記す。

- ①Part 1：宮城県中央地域子どもセンターにおける虐待ケースの進行管理について
(小熊昭広研究協力者)
- ②Part 2：児童虐待ケースの進行管理と児童虐待防止市町村ネットワークの関係
(村瀬修研究協力者)
- ③Part 3：三重県北勢児童相談所における児童虐待進行管理について
(名村之彦研究協力者)
- ④Part 4：市町村ネットワークと児童相談所の関わり
(山本善造研究協力者)
- ⑤Part 5：家庭復帰にむけた児童虐待の進行管理について
(金井剛研究協力者)

Ⅳ. 考察

1. 進行管理について

児童虐待の進行管理が包含する課題はすでに述べたように大きく三つある。図1をもとに進行管理の三つの課題について考察する。

(1) 児童相談所と地域の連携による児童虐待の全体的進行管理

ここでの進行管理については、児童相談所と市町村の役割分担の明確化および連携が重要になるが、この点については以下のような課題についての検討が必要である。

- ①児童相談所と市町村それぞれが進行管理シ

システムを持つ必要がある。

②ネットワーク活動が取り組まれ始めた時代には三層構造の最上位のレベルのあり方や会議に関して力点がおかれてきたが、進行管理をより効果的に組み立てるためには、第二のレベル、つまり実務者レベルの会議やシステムに力点をシフトさせてゆく必要がある。

しかも、このレベルでケースを扱う会議ではケースの実名で情報を交換し、情報の共有を図れるあり方が今後検討が必要になるろう。

③市町村が担当するケースと児童相談所が担当するケースの差違をある程度明らかにしておく必要があるろう。そのために両者の接点となるネットワーク会議や連携の場合は、まず第一に情報の交換、第二にはそれぞれからケースの経過報告を得るような関係が必要となる。

④実際の場面では、通告のような正式にケースを依頼される場合と情報交換のように依頼される場合がある。児童相談所の担当者にとっては情報交換のように思える伝え方でも、市町村の担当者にとっては正式に依頼した、あるいは通告したとされるような場合がある。このような、いわゆる「つなぎ」をめぐるやりとりをもう少しきちんとした手続きに形を整えておく必要がある。「相手の思いこみ」と児童相談所の側の受理にできるだけ溝がないようなシステムにしておかななくてはならない。情報交換をどのように扱うか。市町村のみならず関係団体からの情報交換の際、「虐待のおそれ、危険性のおそれ」があれば、児童相談所として調査や介入を図る必要があるろう。

⑤市町村の人口規模もこうした課題に大きく関わる。担当者の顔がよく見えるくらいの人口規模の町村では、臨機応変の扱いとして対応できるが、中～大規模の市では通告扱いとして対応せざるを得ないという違いが出てくる。また、ネットワーク活動に対する臨み方

においても、人口の多い市町では虐待対応のネットワーク活動として関わるができるが、人口の少ない町村では子育て支援を前面に出したネットワーク活動の方が实际的であろう。

⑥責任の問題を児童相談所や市町村がどのように受け止めるかという点で検討が必要である。責任には、行政責任と臨床責任というとらえかたができるが、この二つの意味合いで児童相談所の責任に対する受け止めを検討してゆく必要があるろう。

(2)児童相談所の受理後のケースの進行管理

児童相談所内部での進行管理にはケースの危機管理に加えて次のような視点を持ちたい。

①ケースの進行管理に加えて、虐待対応に苦勞する職員の負荷や負担についても管理調整する視点が大切であろう。職員に加わる負荷がある程度客観化できるようなシステムが必要であろう。担当者ごとの負担や負荷を客観的に示すことができれば、特定の時期に特定の職員に集中しかねない負荷を分散できるであろう。大変な業務に当たる職員の士気が低下する危機を防ぎうる。

②進行管理システムを稼働させるための職場環境の整備が必要である。例示した児童相談所では、進行管理システムの責任者はスーパーバイザーであるが、進行管理においてはこの職種が文字情報を如何に整理するか大きく関わる。もう一方で、児童福祉司がケースに関する情報を脳裏にしまい込まないで日常的に口に出して外に表せるような職場環境を維持しておく必要がある。このために職場内で気軽に情報交換やケースワークに伴う負担を口に出せる雰囲気や環境作りに留意しなくてはならない。

③進行管理にはパーソナルコンピュータが不可欠である。パソコンによる進行管理の可能性とその範囲は広い。パソコンによって①ケ

一スワーカーの抱えているケースの数がタイムリーに把握できる、②管轄エリアの個々の地区の虐待ケースの数が容易に把握できる、そのためには③パソコン画面ではできるだけシンプルな記述内容にすること、そしてシンプルな操作でケース対応の進行状況が即座に確認できること。こうした課題がパソコンでは比較的容易に対応できる。

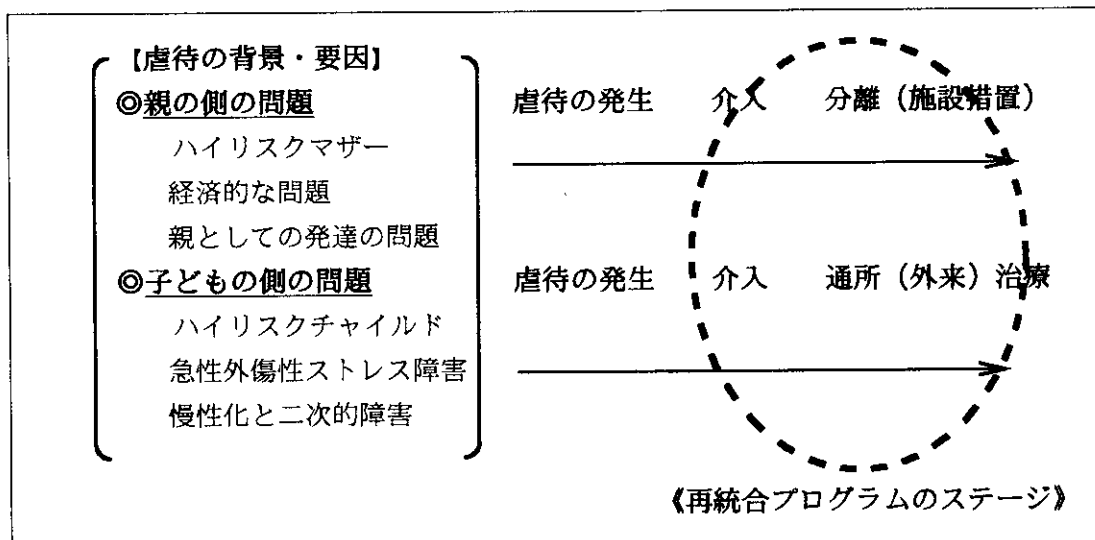
(3) 家族の再統合を含めた進行管理

家族の再統合とは簡単に言えば家庭復帰を目的にした介入や指導である。しかし、一言

に家庭復帰と言っても、親自身の問題や虐待によって被った心的外傷の障害の大きさによっては、その方法と指導のゴールはさまざまであろう。どのような虐待について、また虐待対策全体のどの部分を担当するのか、また何をテーマにするのか、といった虐待対策の全体を考慮して取り組む課題であろう。

この度の研究では横浜市児童相談所の親子再統合プログラムを提示し、再統合プログラム実施に必要な親子共々と親子の関係のアセスメントについて概観した。

図2 再統合の全体的イメージ



図に示したように、介入として親子分離（施設入所）を図る方向で進めるにしても、あるいは通所指導（外来治療）で対応するにせよ、家族の機能や親の養育能力を見定めながらの介入となろう。よって虐待ケースの介入においては、早い段階から再統合の可能性を念頭において取り組むのが実際である。再統合とは、一緒に暮らす家族としての再統合プログラムを図るのか、それとも親子が離れて暮らすにしても葛藤や混乱をできるだけ解消するような取り組みを目指すかといった、いくつかの視点がある。

図の点線で示したステージがいわゆる親子の再統合への取り組みがなされるステージであろう。ともかくも家族を指向した取り組みとなることから、つとめて家族療法的な対応が問われるのであろう。

②再統合は、親の評価や治療指導に対するコンプライアンスに大きく影響される。また、年齢によっては発達の課題として親から分離自立する課題に取り組まざるを得ない。こうしたさまざまな問題や課題を考慮にいれて、再統合のプログラムを取り入れてゆくのであるから、十分に柔軟な対応が必要とされる。例えば、親と一緒に暮らすという課題を

含んだ再統合プログラムを図るのか、親子が離れた状態で子どもの自立のテーマに取り組むのか、といったことが考えよう。親子と一緒に暮らさないが、家族という意識を再構成しながら生活を立て直してゆくことも再統合となるのである。家族のあり方には柔軟な考え方で臨まなければならない。

2. 進行管理の目的

進行管理にはいくつかの目的がある。例えば、ケースの危機管理、担当職員の負担の管理、市町村の対応力の育成、施設と児童相談所の連携などが挙げられる。

(1) ケースの危機管理としての進行管理

ここでいう進行管理は児童相談所が受理した虐待ケースの取り組みをテーマとする。虐待ケースの児童相談所内部での適切な対応の手順と、対応職員がとり組むべき介入や援助について、その質と量の適正化を図るものである。

児童相談所の児童虐待に対する取り組みは、米国などとは大きく異なり、広範囲におよび、より包括的な取り組みが求められている。ケースワークのみならず心理アセスメントや一時保護による緊急対応そして入所措置などの権限が与えられての対応である。権限に付随する義務が求められるが、このことに見合うだけの専門性と体制が整備されているとは言い難く、多くの児童相談所が児童虐待に関する業務量の多さと煩雑さに押しつぶされかかっているのが現状と考えられる。進行管理は、児童虐待に対する緊急対応のあり方から介入の質と量の決め方、ケアの提供体制に至るまで、まさしく総合的な視点で取り組むものであるから、専門性や総合性そして機動性が集約されて成立するのである。

(2) 担当者の負担の管理

児童虐待の対応には緊急介入を要するものから、市町村の保健福祉関係者に対する支援、

例えばコンサルテーションや事例検討などで対応するものなどのさまざまな介入レベルが存在する。児童相談所の担当職員はこうした業務に対して持ち合わせる限られた時間を如何に効率的に当てるかということが問われる。

こうした現状のため児童虐待そのものが職員個人のメンタルヘルスに大きく影響する。深刻なケース、対応困難なケース、事故が避けられないケース、そして心的外傷の代理というべき事態に巻き込まれる場合もあり、児童福祉司のみならず他の職員も危機的状況に陥る場合もある。職員の負担やストレスを適度に管理し、より適切にその能力が発揮されるべく組織の体制を保つということも進行管理としての大きなテーマとなる。

3. 全国の児童虐待ケース進行管理の現状

虐待進行管理に取り組んでいる児童相談所は現在の段階では少なく、一部の児童相談所が実施して効果を上げているようである。東北北海道地区においても進行管理に取り組んでいる児童相談所はほとんど見あたらないが、その中で宮城県中央地域子どもセンター（中央児童相談所）は独自の虐待シートを用いて試行的に取り組んでいるところである。関東地区においてもシステムチックな管理システムを実行しているところはほとんどない。中部地区は、静岡県西部児童相談所が進行管理をはじめている。また三重県児童相談所では進行管理システムがおおむね確立し全県で施行している。

V. 終わりに

児童虐待は家族の中で発生する問題であり、その多くは親子の関係性の問題として発生してくる。児童虐待が古くからの問題でありながらも、これほど社会的な問題と化してきたのも発生数の異常なまでの多さと、被虐待児の予後の深刻さに社会全体が驚き恐れお

のくよくなったことによるのであろう。こうして児童虐待は、今や福祉の領域にとどまらず、医療保健、教育、司法などの領域を巻き込んで、国全体をあげて取り組まなくてはならない問題となってきたのである。同時に、中心になって取り組む機関や職種についても、児童相談所とならんで第一線で実践的に活動する市町村の機関や職種に大きな役割を果たすことが期待されるようになってきた。こうした動向は、児童虐待に対する理解が一段と進んだことを現わすとともに、児童虐待対策においても次第に子育て支援やより具体的な生活支援に着目した援助が求められるようになり、児童相談所の社会的介入との相補的な取り組みが必要になってきた。まさに児童相談所の虐待に対する基本的な戦略のさらなる検討が求められる大きな理由となってきた。

児童相談所に注目すれば、児童相談所は管轄する地域の社会的事情や資源を考慮しながら、

同時に自らが持ちあわせる機能を踏まえつつケースの抱えた問題をもとに経験的に対応している。しかし、虐待が著しく増加し、しかもその内容が複雑になってきた現在においては、経験的な対応ではこうした現状に対処できなくなりつつある。外部の専門家や実践家から提供される対応の手法や技術に期待する以上に、児童相談所の長年の経験や実践を丁寧に点検するなどして手法の積み上げを図る必要がある。すなわち経験的であった対応をより具体的で再現性のある手法へとまとめ直してゆくことが求められているのである。また先達の児童福祉司の経験を後進に引き継いでゆくためにも、こうした経験を後進達が使用できるようなノウハウへとまとめてゆく作業が必要になる。本研究は、児童虐待の進行管理のあり方を検討整理し、先駆的な進行管理の実践を参考にしながら、他の児童相談所でも試行や応用しうるよう提供することを目的とした。

参考文献

1. 本間博彰(2001、2002)：乳幼児期の虐待防止と育児不安の母親の支援を目的とした母子保健に関する研究、平成12～13年度厚生科学研究子ども家庭総合研究事業報告書。
2. 本間博彰(2002)：児童虐待と親、一ハイリスクマザーと治療的アプローチに関して一、児精医誌と近接領域43；p389-394.
3. 本間博彰(2003)：児童虐待の現状と課題、一児童虐待と医療の関わりに関して一、臨床精神医学32；p123-127.

分担研究報告書 (Part 1)

宮城県中央地域子どもセンターにおける虐待ケースの進行管理について

小 熊 昭 広 (宮城県中央地域子どもセンター)

1. はじめに

宮城県中央地域子どもセンター(旧宮城県中央児童相談所)における虐待相談件数は、平成10年度まで年間30件前後であったものが、全国的な傾向と同じく、平成11年度に96件と対前年度比で急激な増加を示し、それ以後も増加を続け、現在に至っている。私は、この時期に2度目の児童相談所勤務を命じられ、児童福祉司として仕事に携わり、相談業務及び児童福祉司の指導業務を行ってきた。その中で感じたことは、この虐待相談件数の増加は当センターにおける児童相談所の業務のあり方を大きく変えるものであったということである。

それは、児童相談所の役割が、児童虐待への対応を中心としたものに変わらざるを得ないことを意味し、児童相談所が児童虐待に正面から取り組もうとしたときに、児童相談所の従来の意識、考え方、対応の進め方を必然的に変えてゆかなければならない事態に追い込まれたということと言ってもよい事態であった。つまり、児童相談所の相談業務の中心が、家族等からの相談があって開始される受動的な関係から、相談意欲のない家庭へ介入してゆく能動的な関係へ変化したということであり、児童相談所が児童虐待の問題について主体的にリスクや対応を判断してゆく役割を求められるということになったということであるのだろう。それだけに、これまで以上に法律に基づいた的確な対応、ソーシャルワークや心理判定・治療等の専門機関としての高い資質が必要とされることとなり、また一児童福祉司の判断が児童の生命の危険を左右する問題となり、必然的に組織としてのケース

対応を図ることをより厳格に行う必要が生じたのである。

宮城県では、児童虐待による痛ましい事件が起こるなどしたこともあり、24時間の相談受付体制の整備、迅速な初期対応の実施、児童福祉司の人員増や遠隔地への支所の設置など、虐待対応への体制の充実が進められた。また、当センターの日常の業務の中においても、虐待通告・相談を受け付けた時の専用の受付様式を独自に定め、よりの確な初期対応を図るための入口での情報整理を行う試みなど、虐待対応への工夫が始まった。

そのような中で、平成13年度に所長からの指示があり、当センターでは、虐待ケースに特化した進行管理のやり方の検討を行うこととなった。それは、逆に言えば、虐待ケースの処遇がどのように図られているのか、必要な情報が組織の中で見えづらくなっていたということでもあった。

2. 虐待ケース進行管理への取り組み

進行管理を考えるに当たっての基本的な考えは、組織として、ケースの情報を共有し、状況に応じた迅速な判断・対応ができるための情報管理を通告・相談を受理したすべての虐待ケースについて行おうとするものであった。情報の処理ということで考えれば、パソコンを使って、情報のデータ化を行い、データベースを構築し、それを所内ネットワークに組み入れて共有化を図ることが考えられたが、当センターではそのような環境の整備が遅れていたこと、また対人折衝の業務において関係性の中にある情報を情報化することで陥る画一的な見方の弊害を考え、手書きによ

るシート記入の方法を採用した。

具体的には、「虐待ケース進行管理票」と名付けた台帳により進行管理を行うというものである。この管理票の作成は、スーパーバイザーが行い、ケースを受理した段階での初期の情報により、表面（様式1）に基本事項を記入するとともに、担当児童福祉司との関わりの中で裏面（様式2）の「家系図」及び「社会資源等関係図」を作り上げてゆくというものである。また、スーパーバイザーが担当児童福祉司から受けた報告や相談、その時に行った指示等を「ケース指導経過表」（様式3）にその都度記入して経過が時系列に分かるようにしている。それをスーパーバイザーが指導しているケース毎にまとめて、月1回、所長まで回覧するものである。

「虐待ケース進行管理票」（様式1）は、児童及び家族の状況や通告・相談の要点、危険度、処遇方針等を記載できるようにし、一目でケースの概要や受理以降の関わりがわかるような項目を設けている。危険度は厚生労働省作成の『子ども虐待対応の手引き』に記載されている表2「一時保護に向けてのアセスメントシート」及び図2「一時保護に向けてのフローチャート」の考え方を利用してランク付けを行い、リスクの客観的な認識を図り、作成後にはケースの状況の変化に応じて加筆訂正を行い、大きな変化があれば新しい台帳に更新を行うものである。

「虐待ケース進行管理票」（様式2）は、ジェノグラム作成により家族の基本構造の把握を行うことと、エコマップ作成によりケースと社会との関係を力動的に理解し、援助介入のための手がかりを得るためのものである。それに加えてどちらの図においても、ケースに関わりのある親族や関係機関の電話番号や担当者を記載し、緊急時に担当児童福祉司が不在であっても、他の職員でも迅速に連絡ができたり、状況を判断できたりするために活用できるよう記入を工夫をしている。

3. まとめ

この「虐待ケース進行管理票」及び「ケース指導経過票」による虐待ケースの進行管理は、スーパーバイザーの段階でのケース把握及び進行管理の過程をシートに記録し、台帳としていつでも閲覧できるようにすることで、情報を共有し、組織的に把握しようとするものである。故に、虐待ケースに対し、現在、どのような関わりが行われているのかを組織として把握することは容易となるものである。また、スーパーバイザーがケース理解を高め、担当児童福祉司に対して指導監督を行ってゆく上、有効な作業となるとも考えられ、そのことが、ケースに直接対応する児童福祉司の処遇の質の向上につながるようになることが期待されるものである。しかし、反面、記入作成がある程度詳細になり、またスーパーバイザーの視点による記入作成であるため、断片的な情報に陥る可能性を絶えず孕んでいるものである。また作成に時間的労力を必要とし、現実にはケースの動きに作成が追いつかないため、所での回覧を行えない状況が生じているのも事実である。

組織としての確かつ効率的な虐待ケースの進行管理を行うことを考えれば、詳細な情報ではなく、確かな情報に基づく、複数の目を経た客観的なリスク評価が必要であり、それを限られた人員・時間で行ってゆくためには、必要な項目を標準的に数値化した上での管理が一方では必要であると感ぜられる。

現在、当センターでは、平成14年8月1日付けで虐待対応推進チームという名称の虐待対応専任部門を設置しており、チームが担当している虐待ケースについては、上記進行管理を行った上で、それが十分に機能していないこともあり、より軽易な一覧表により2週間ごとに所長までを含めた処遇検討会を実施し、所全体としての進行管理を行っている状況である。

【様式1】

虐待ケース進行管理票（表面）

受理番号 H14-0000

作成 H14. 6.10

受付年月日	H 14. 6. 1	市町村名	〇〇〇町	地区担当	〇〇	終結年月日		融	有
児童の状況	ふりがな	みやぎ けんた	<input checked="" type="checkbox"/> 男	集団生活	〇〇保育所				
	氏名	宮城 県太		女	心配される状況・判定所見	多動であり、他児に攻撃的に振舞う。			
	生年月日	H 11. 5. 1 生 3歳							
保護者・家庭の状況	氏名	宮城 県子（続柄：実母）		住所	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇11の5 電話 000-0000				
	家族構成	続柄	氏名	年齢	職業等	続柄	氏名	年齢	職業等
		実母	宮城 県子	26	パート就労				
本児	宮城 県太	3	〇〇保育所						
虐待の状況	虐待の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 心理的			虐待者	不明（母又は母が付き合っている男性）			
	通告者	〇〇保育所			虐待者	（児童との関係）			
	内容	<p>本児と母の二世帯。4月から保育所に入所したが、5月の連休が終わってから目の周が赤く腫れたり、右腕にあざを作って保育所に来るようになった。本児に聞いたところ「痛い、痛いされた」と語り、他の人からの行為による結果であることを強く疑わせた。担当保育士から母に事情を聞いたところ、本児が遊んでいて自分で怪我をしたと説明し、頑なに表情をして家に帰っていった。その1週間後の休み明けに、また目の上に傷を作って登所し、母に傷のことを尋ねたところ、母は虐待を疑うのかと憤慨し、話もできずなかった。本児が虐待を受けている心配があるので、保育所から通告があった。 ※通告のあった初期情報を記載する。</p>							
確認事項	<p>H12.3に両親離婚、親権者母。H13.1から生活保護を受給。母方実家は町内にあるが、母方祖父の暴力がある家庭で、関係は疎遠。最近、家庭に男性が入りしている情報があり、母が就労を中止したこともあり、生活保護で指導を行っていた。健診では心配な情報はなく、3歳時健診は6月下旬予定。</p>			アセスメントシート記入年月日	H14.11.10				
危険度	<input type="checkbox"/> 緊急一時保護 <input type="checkbox"/> 継続的援助 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 発生前一時保護 <input type="checkbox"/> 間接的な援助 <input checked="" type="checkbox"/> 集中的援助 <input type="checkbox"/> 分離中								
施設入所	入所施設名				入所年月日				
	児童との関わり必要性	<input type="checkbox"/> 継続的ケア（判定員） <input type="checkbox"/> 家庭調整での面接等 <input type="checkbox"/> 必要性は低い			家庭との関係	<input type="checkbox"/> 関係遮断 <input type="checkbox"/> 再構築 <input type="checkbox"/> 家庭への継続的な支援 <input type="checkbox"/> 施設が家庭との関係調整 <input type="checkbox"/> 地域で支援			
関係機関	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 主任児童委員 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター <input checked="" type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 民間団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民生児童委員 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 警察 <input checked="" type="checkbox"/> 町役場（福祉部門）								
当所の対応	会議開催状況	開催日時	方 針			具体的な指導方針			
	緊急受理会議	H14.6.1	地域に出向き関係機関から情報を収集し、関係機関の関わりを調整する。			<p>・関係機関から情報収集し、リスクが高ければ、保護を念頭に置いた関わりを作る。そうでなければ、地域の関係機関のコーディネート役割</p>			
	アセスメント								
	処遇会議								

【様式3】

ケース指導経過票

児童名 _____ 宮城 県太

年	月	日	S V 確認・指示事項	備考
H14	11	1	<p>6/1にCWが福祉事務所、保育所、民生児童委員宅訪問。</p> <p>本児の傷は、5月の連休が終わってから見られる。かすり傷やあざが主で深刻なものではないが、続いている。本児は、多動でやんちゃな感じで手がかかる。母は、感情の起伏が激しい人。4月下旬に職場の同僚と喧嘩して、突発的に職場をやめる。生活が思いどおりにならないことで、不安定になっている。家に入出入りしている男性は、1月頃から見かけられているが、結婚の話は母から出ていない。</p> <p>保育所は、本児が安定できる場の提供と母の養育の大変さへの理解。福祉事務所は、家庭相談員と連携して生活実態の把握と支援を図る。民生児童委員は、主任児童委員と連携し地域の情報に注意してもらう。</p>	<p>地域での関わりをコーディネートしてゆくことでよいのでは。</p> <p>傷が続くなら、保育所で母に心配をきちんと伝えて児童相談所に繋ぐ必要性を投げかける作業も必要。</p> <p>1ヵ月後アセスメントを行う。</p>
	6	11	<p>6/11福祉事務所からCWに連絡。その後、保育所に登所しているが、傷、あざは見られない。</p>	方針継続

児童虐待ケースの進行管理と児童虐待防止市町村ネットワークとの関係 ～静岡県西部児童相談所の実践から～

村 瀬 修 (静岡県西部児童相談所)

1. はじめに

児童虐待ケースの急増によって、ケースへの取り組みの状況把握と危機管理の把握と対応、さらには適切なスーパーバイズがいずれもできにくい状況が出現している。そのため、平成 13 年の全国児相長会議ではケースの進行管理を目指す先進的な取り組みが紹介された。当所でも、全国の先進的な試みを参考にして虐待ケースの進行管理の試みを行ってきた。他方、当所では虐待防止の市町村ネットワークを旺盛に展開しており、それにより市町村との連携が飛躍的に高まっている。ここでは、援助ケースの発生の早期からケースを支える機関が直接的間接的に関わるようなシステムが作られつつある。

このような中で、児童相談所の内部的なシステムとして考案された虐待ケースの進行管理の概念は、ケースを支える機関を網羅した概念へと広げて考える必要が生じると同時に、対象となる子どもと家庭を継続的に地域で支えていく概念へと広げる必要も出てきた。

本論は、はじめに当所における児童虐待ケースの進行管理の取り組みを紹介し、次に当所が取り組んできた虐待防止の市町村ネットワークを述べ、最後に進行管理と市町村ネットワークの関係について若干の考察を加えたい。

2. 受付簿のデータベース化を先駆とした虐待ケースの進行管理の試み

(1) 受付簿のデータベース化

本県では、H13.7 に全職員にノート・パソコンが貸与され、それらがすべてランでつながることとなった。その結果、従来は職員各自が別個に入力していた情報は、ベース化すれば誰もが利用できるという条件が整った。そこで、当所は H13.9 よりケースの入り口であり、基本データが集積されている受付簿をデータベース化した。これにより、ケース援助の過程で繰り返し使われる子どもの氏名、生年月日、住所、保護者氏名など基本的データを誰でも利用できることとなった。

(2) 児童虐待ケースの進行管理のコンセプト a) 進行管理表の作成

受理簿のデータベース化を背景に、われわれは平成 14 年 1 月より、パソコンを利用した進行管理を試みることとなった。受理簿より虐待ケースだけを取り出して加工し、「児童虐待ケース進行管理表（以後「管理表」）」を作成した。ケース担当者は、各ケースへの取り組みの状況をランを利用して管理表にアクセスして入力することとした。いくつかの異なる点も多いが、具体的な進行管理は、三重県北勢児相を参考にした（三重県北勢児童相談所・名村氏報告参照）。

b) コンセプトと運営

我々が重視したのは、進行管理を行う際のコンセプトである。進行管理を試みる眼目を、①ケースのリスクを管理し、②同時に児童相談所の組織としての判断と責任を明確にすることに置いた。その結果として、虐待ケースの処遇決定の過程を明確にすることも重要と考えた。